

**軽自動車税（種別割）の課税対象となる  
小型特殊自動車・農耕作業用自動車について**

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の対象となります。公道を走行しない車両や、現在使用していない車両であっても、所有していることに基づき課税されますので、軽自動車税（種別割）の申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車

| 区分     | 農耕作業用  | その他  |
|--------|--|--|
| 自動車の長さ | 制限なし   | 4.7m 以下  |
| 自動車の幅  | 制限なし   | 1.7m 以下  |
| 自動車の高さ | 制限なし   | 2.8m 以下  |
| 総排気量   | 制限なし   | 制限なし   |
| 最高速度   | 時速 35km 未満   | 時速 15km 以下   |
| 種類     | 農耕用トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機 等<br><br>※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの | ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車 等 |
| 年税額    | 2,400 円  | 5,900 円  |

令和2年10月1日現在

※乗用装置のない農耕作業機や大型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の対象外ですが、固定資産税の対象となる償却資産の申告が必要な場合があります。  
 ※町が交付する標識（ナンバープレート）は課税標識ですので、公道走行を認めるものではありません。公道走行が可能かどうかは自動車によって異なりますので、必ず販売店等にご確認ください。

（ 日出町役場税務課住民税係 ）  
TEL 0977-73-3123